

“税法上優遇措置について”

法人の場合の優遇措置

《法人税の控除》

当協会は、特定公益増進法人に認定されているので、寄付金及び賛助会費は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、次の額を限度として損金算入することができます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

個人の場合の優遇措置

《所得控除》

確定申告の際、次の算式により計算された金額を寄付金控除額として年間の総所得より控除できます。

算式：寄付金控除額＝下記の①②いずれか低い方の金額－2,000円

- ① その年に支出した寄付金の合計額
- ② その年中の総所得金額等の40%相当額

税申告の手続

税法上の優遇措置を受けるためには、法人税の申告又は個人が確定申告をする際に、寄付金の「領収書」を申告書に添付していただくことになります。領収書は、納金いただいた後にお送りいたします。

特定公益増進法人 ※1

特定公益増進法人とは、「公益の増進に著しく寄与する特定の法人」の略。

公共法人、公益法人などのうち教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与するものとして、所得税法第78条及び所得税法施行令第217条、法人税法第37条及び法人税法施行令第77条で定められている寄付行為への制度です。

対象として指定された法人に対する寄付金の額のうち、一般の寄付金の損金算入限度額に相当する金額以内の金額は、一般の寄付金とは別枠で損金の額に算入することができます。

税率等は変わりますので、詳しくは、お近くの税務署若しくは、税理士にご相談下さい。